平成２９年（フ）第７０５号
大阪市東成区大今里２丁目19番６号　レジデンス大石　405号
債務者　滝沢　正美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７０８号
大阪市淀川区加島４丁目５番３－416号
債務者　綱野　那美
法定代理人保佐人　綱野　　知
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９号
函館市湯川町２丁目33番30号
債務者　石脇　勝子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
北海道上磯郡知内町字重内66番地１
債務者　大森　　周
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４１号
北海道北斗市久根別１丁目18番11－403号
債務者　金澤　健夫
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５０号
函館市神山３丁目53番17号
債務者　金澤　良彦
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
山形県天童市泉町２丁目８番20号　寿アパート　１号
債務者　池田真紀子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼31番地９、前住所仙台市宮城野区小田原１丁目４番12－505号
債務者　横江　俊樹
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
福岡県行橋市大字下稗田1686番地31
債務者　小見　功和
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第２８６号
埼玉県熊谷市箕輪20番地３
債務者　遠藤　信行
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８７号
埼玉県熊谷市箕輪20番地３
債務者　遠藤　カヨ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８８号
埼玉県深谷市血洗島235番地４
債務者　橋本美惠子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３２６号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井住宅Ａ号棟404号、旧住所埼玉県熊谷市筑波１丁目63番地　熊谷昭和ビル筑波504
債務者　島田　幸江
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６８９号
さいたま市西区大字指扇3590番地　白百合ビル302号
債務者　遠藤　章子（旧姓梶山）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３４号
さいたま市北区日進町２丁目1857番地　ペティアファミール302号室
債務者　大久保知憲
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
さいたま市岩槻区西原６番47－203号
債務者　井澤　雅美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
埼玉県川口市上青木２丁目20番５－607号
上青木スカイハイツ
債務者　熊木　瑶子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係